

平成28年度県農業施策に関する建議

平成27年9月17日

埼玉県農業会議

はじめに

政府が平成27年3月に策定した新たな食料・農業・農村基本計画においては、農林水産業・地域の活力創造プランで明記された「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向け、食料の国内自給率目標を示すと共に、そのために必要な優良農地の確保と担い手への農地の利用集積・集約化を重要な施策のひとつとして位置づけています。

また、農業の持続的な発展を図るためには、担い手に対する支援の充実・強化を図ると共に、青年層の農業就業者を増加させていくことが喫緊の課題とされています。

こうした中、県においては、平成28年度を最終年とする「埼玉県5か年計画」に基づき、収益力のある農業の確立を目指して、新規就農者を確保・育成しつつ、農地の利用集積や担い手の経営改善などの推進に取り組まれております。

我々農業委員会系統組織においても、農業者の代表組織として地域や県の農業振興を牽引し、優良農地の確保、遊休農地の解消・活用、担い手の支援対策などに取り組み、平成26年度は約560haの農地の利用集積、約250haの遊休農地解消に寄与してまいりました。

しかしながら、依然として農業就業人口の高齢化に伴う遊休農地の増加や、農業生産基盤の整備、鳥獣害対策の強化など、まだまだ課題が山積しているのが現状です。

そうした中、我々農業委員会系統組織は、平成28年4月1日以降、改正された「農業委員会等に関する法律」の下、担い手への農地集積など「農地利用の最適化」を進める組織として新たな役割を担うこととなります。

本県農業の振興を図る上で、農業委員会系統組織の活動をこれまで以上に活性化させるとともに、優良農地の確保や担い手に関する支援を充実させることが肝要であります。

そこで、県内農業委員会や農業経営者等の意見・要望を踏まえ、「農業委員会等に関する法律」第40条第2項に基づき、平成28年度県農業施策について、次のとおり建議いたします。

平成27年9月17日

埼玉県知事

上 田 清 司 様

埼玉県農業会議

会 長 田 端 講 一

1. 農業委員会系統組織活動の強化

平成28年4月1日から施行される改正「農業委員会等に関する法律」により、農業委員会においては、農業委員の選出方法などが変更されるとともに、新たに農地利用の最適化の推進が法令業務として位置付けられた。また、農業会議においては、認可法人から一般社団法人へ組織移行し、農業委員会ネットワーク機構として農業委員会活動のサポートを行うほか、新たな法令業務として担い手への支援が位置付けられた。

そこで、我々農業委員会系統組織が、農地利用の最適化の推進をはじめとした、新たな役割を十分に発揮するとともに、県の農業振興や地域農業の発展に向けて十分な活動を行うために、以下について要請する。

1 農業委員会等に関する法律の改正に伴う体制整備

(1) 農業委員会等に関する法律の改正内容の周知

「農業委員会等に関する法律」(以下、農業委員会法という)の改正内容を適正に執行するための周知活動について、農業委員会と農業委員会ネットワーク機構(現・農業会議)への支援を行うとともに、県としても実施すること。

(2) 農業委員会が行う農地の適正管理のための支援

法律に基づく農地の適正管理を実施するためには、農地情報(農地の利用状況や所有者の意向等)の把握が重要となる。農業委員会の農地台帳整備や利用調整活動のための必要な財源をこれまで以上に確保すること。

(3) 農業委員会活動予算の拡充

農業委員会法が改正され、農業委員会が行う新規参入支援や農地利用集積活動などの農地利用の最適化の推進が法令業務となり、業務の質・量が増大することから、農業委員会の活動予算を拡充するよう国へ要望すること。

(4) 農業委員の報酬の引き上げ

農業委員会法の改正により、農業委員の定数基準が削減されるが、農地利用の最適化の推進等業務は拡大することから、農業委員の報酬について、業務に見合う適切な水準となる予算措置を国に要請するとともに、県として予算を確保すること。

(5) 農地利用最適化推進委員の設置支援

農地利用最適化推進委員の設置に関して、その業務を適切に遂行できる定数が確保され、業務に見合う適切な報酬となるよう十分な予算措置を国に要請すること。

(6) 農業委員および農地利用最適化推進委員の公募の周知

農業委員と農地利用最適化推進委員の公募については、熱意と識見を有する者が対象となるため、普及員資格を持つ県職員退職者や農業関係機関の退職者などにも募集に応じるよう周知すること。

(7) 新体制での業務推進方法の確立

農業委員会法が改正され、農業委員会では新たな体制で農地利用の最適化に向け業務を行うこととなるため、農業委員と農地利用最適化推進委員が、1年目から連携した適正な業務推進が行えるよう運用方法の整備など必要な支援を行うこと。

(8) 農業委員会事務局の体制強化

新たに農業委員会法に規定された『市町村長の専任職員の確保ならびに職員の資質向上等に協力すること』について、県としても市町村長に周知すること。また、事務局体制強化のための支援をするとともに国や市町村長に働きかけること。

(9) 市町村長等に対する農業委員会ネットワーク機構の理解促進

農業委員会ネットワーク機構（現・農業会議）について、農業委員会法改正以前と同様の支援を行うとともに、県として、市町村長・市町村議会等に対して農業委員会ネットワーク機構の会員となることや活動内容についての理解促進を図ること。

(10) 農業委員会ネットワーク機構の活動支援

農業委員会ネットワーク機構（現・農業会議）について、農地利用最適化推進委員への研修や農地情報の整備など新たな業務が位置づけられたことから、この業務が適正に実施できるように人的体制整備と活動予算について支援をすること。

2 農業委員会活動の強化支援

(1) 貸出希望農地に設置する看板制度の創設

遊休農地発生の未然防止には、迅速に担い手へ貸し付け等を行う必要がある。農地所有者が貸出意向を示した場合に、所有者自らが「貸出希望看板」を設置し、早急な対応ができるような仕組みを構築するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 全国農地ナビの周知と管理のための支援

平成27年度から全国農業会議所が運営している農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）が始動し、今後農地の流動化に大きく寄与することが期待されている。農業委員会系統組織では、全国農地ナビについて、農業者等に周知活動を展開しているが、県においても周知を強化すること。また、市町村農業委員会と農業委員会ネットワーク機構（現・農業会議）が行う農地の情報管理や更新作業などについて支援を行うよう国へ要請すること。

(3) 地籍調査の推進

地籍調査が実施されていない農地については、農業委員会が行う農地地図情報の公表が困難であるため、国に対して、農地の地籍調査を優先して行うよう要請すること。

(4) 農地法等の判断基準の明確化

農地法の解釈の透明性・公平性を図るため、農地法の運用および解釈について、これまでの事例を基に質疑応答集を作成するよう国に働きかけること。また、農地を農地として利用するための権利移転における技術要件について日本農業技術検定2級等の資格取得で足りるなど水準の明確化を図るよう国に要請すること。

(5) 補助事業の早期採択

農地利用の最適化を推進するため、農業委員会ネットワーク機構（現・農業会議）や農業委員会が行う農業委員に対する研修等を年度当初から実施できるよう補助事業の早期採択について、国に働きかけるとともに県としても対応すること。

2. 農地の有効利用のための支援

本県農業の維持・発展のためには、基本資源である農地の有効利用が必要不可欠である。

政府が策定した「食料・農業・農村基本計画」や「埼玉県5か年計画」の中では、優良農地の確保と担い手への利用集積の促進、農業生産を支える基盤整備の推進などに取り組むこととされており、この活動を強化することが、農地の有効利用につながり、県内農業の活性化に大いに寄与する。

以上のことから、農地の有効利用を促進するために、下記のとおり要請する。

1 農地利用調整の推進

(1) 農地借受希望者の情報整備

農地の流動化を推進するため、市町村が保有する認定農業者、新規就農者の情報等から、規模拡大意向を持つ経営者のリスト化を行い、各市町村農業委員会や関係機関が情報共有する仕組みを検討すること。

(2) 人・農地プランの策定と見直しの推進

農地利用の最適化のためには、人・農地プランの策定および見直しが必要となるので、全農業振興地域において確実に実施するよう積極的な働きかけを継続強化すること。

(3) 農地中間管理事業の周知徹底

県として農地の所有者や担い手に対して、農地中間管理事業の理解促進を積極的に行うこと。

(4) 農地中間管理事業の公募の推進

農地利用の最適化を推進するために、農業振興地域の全ての地区における公募を速やかに実施するよう県として中間管理機構に働きかけること。

(5) 基盤整備事業の促進

埼玉型ほ場整備事業の予算拡充を図ること。また、国庫の基盤整備事業については、事業費の拡充をするとともに受益者負担率が軽減されるよう国に働きかけること。

2 遊休農地対策の強化

(1) 農地所有者の責務の周知

遊休農地は、雑草の繁茂やそれに伴う病虫害の発生及び有害鳥獣の侵入や不法投棄の誘発など、隣接する農地や近隣住民に悪影響を及ぼすことから、農地は適正かつ効率的に利用しなければならないという所有者の責務について農業委員会での周知と併せ、国、県においてもさらなる周知を行うこと。

(2) 遊休農地解消を促進するための措置

遊休農地解消のための支援制度である耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、補助率を引き上げるよう国に要請すること。

(3) 新たな遊休農地化防止策の創設

遊休農地については、発生防止に努めることが最重要事項であるが、今後、農業従事者の高齢化に伴い耕作できない農地の増加が懸念される。この防止策として、貸出意向があるが、借り手がいない場合については、保全管理を行うことを推奨する制度を構築するよう国に働きかけること。あわせて、農地の保全管理を行う組織の設置について、制度化の検討を行うよう国に働きかけること。

(4) 多面的機能支払の実施面積の拡大

農地の維持管理や多面的機能の発揮のために措置されている多面的機能支払については、対象農地に対し、取組面積が低い状況である。平成26年度の実績では、前年度より取組面積は拡大しているが、更なる拡大のため事業推進の強化と予算の確保を行うこと。

(5) 復元困難な荒廃農地の削減対策

農業委員会において非農地判断された農地の地目変更について、農業委員会が嘱託登記できる制度を創設するよう国に要請すること。

3 優良農地の確保

(1) 農地転用の権限移譲に伴う農地面積の確保

農地転用の権限移譲にあたっては、食料・農業・農村基本計画の農地面積が確実に確保されるよう十分留意するよう国に要請すること。

(2) 違反転用に関する措置の適正な執行

県知事に対して、違反転用に関する農業委員会からの改善等要請が農地法上に規定されたことから、その対応について、市町村農業委員会に周知し、実効ある制度となるよう整備すること。

3. 担い手の支援

現在、農業就業者の高齢化や米価の下落など農業経営を取り巻く課題が山積しており、担い手への様々な支援が必要とされる。

「食料・農業・農村基本計画」において、農業の内外から新規就農を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成、女性農業者が活躍できる環境の整備等を進める方針を立てている。「埼玉県5か年計画」においても担い手支援の取組を行うことが明記されている。農業の活性化のためには、農業経営者が元気になることが必要不可欠である。

以上のことから、担い手の支援のために下記のとおり要請する。

1 担い手の育成・確保

(1) 担い手支援事業の創設

農業委員会ネットワーク機構（現・農業会議）の法令業務に法人化および農業経営を行おうとする者への支援等が位置づけられたことから、その実施のための担い手支援事業を創設するよう国に要請すること。

(2) 的確な新規就農相談の実施

新規就農者が将来計画を描きやすいよう埼玉県における経営作目毎の経営モデル指標（反収、反粗収益や所得250万円に達するための面積など）を作成し、新規就農希望者へ提示できるようにすること。

(3) 農業法人等への雇用促進

農業法人等への雇用促進のために、農業法人と就農希望者をマッチングさせる相談会を年数回開催すること。

(4) 明日の農業担い手育成塾の設置推進

地域で新規就農者を育成するための『明日の農業担い手育成塾』は、担い手の育成・確保に有効であるため、設置がない市町村における塾の設置をより一層推進すること。

(5) 農地中間管理事業を活用した新規就農者の確保

新規就農者の育成確保の観点から、農地中間管理機構が行う農地の借受者の公募については、『明日の農業担い手育成塾』の塾生など新規就農希望者への周知徹底を図ること。

(6) 農業者等のネットワーク機能の強化

新規就農者や農業者が連携を図るとともに、課題の解決や相互研鑽などを行えるよう地域のネットワーク機能を強化すること。

(7) 農業における女性の活躍の推進

地域において女性が活躍することが農業振興に良い効果を生み出すことから、本県農業において女性が活躍している事例を広く周知するとともに、女性が活躍できる環境づくりに努めること。

(8) 農業生産法人の改正内容の周知徹底

農業生産法人が『農地所有適格法人』と名称変更されるとともに、その要件が変更されることから、周知徹底を図ること。

2 農業経営に関する支援

(1) 6次産業化推進のための支援強化

農業経営の6次産業化の総合相談窓口の明確化を図り、6次産業化計画の作成段階から多角的な視点による個別相談が受けられるように相談体制を強化すること。

(2) 米価下落に対応するコスト削減への支援

米価下落の影響は、大規模経営体ほど大きくなっている。今後、農地の集積・集約化により規模拡大・コスト削減に取り組む意欲ある担い手に対し、機械・設備の導入等について支援策を強化すること。

(3) 新規需要米の販路開拓の強化

米価水準の改善を図るために、飼料用米などの新規需要米への転換を推進するとともに県として販路の拡大のために実需者とのマッチング活動を強化すること。

(4) 収入保険制度の早期導入

担い手の経営安定に向けて、自然災害や農産物価格低下による収入減少など農業経営全体に着目した収入保険制度の早急な導入について国に要請すること。

4. 農業振興対策

政府は、地域の強みを結集し活性化を進める地方創生を推進している。地域を活性化させるためには、農業の振興は必要不可欠である。

県内の農業振興においては、県内農産物の利用を促進するとともに、県民の農業の理解促進を図ることが重要である。また、本県は、都市から山間地まで多種多様な地域性を持ち、その特性を活かすことは、農業振興に重要である。

このようなことから、県内の農業振興のために下記の通り要請する。

1 県内農産物の利用促進

(1) 県内農産物の県内流通の推進

県内農産物をより一層県内で消費するための物流システムを構築すること。

(2) 学校給食・病院食における地場産農産物の利用促進

県内の小・中学校や病院等における食事について、地場産農産物の利用促進を図ること。

(3) 県内産花きの振興

平成26年12月に花きの振興に関する法律が施行され、本県でも花き産業及び花きの文化の振興に関する計画を定めることになる。計画策定にあたっては、公共施設やまちづくりにおける花きの活用や花き・植木のある生活の推進などを盛り込み、県内産の利用を促進する計画にすること。

(4) 県内産お茶の消費推進の強化

埼玉県では狭山茶の生産が盛んであるが、現在、茶の消費量が減少している。県としてお茶の効用をPRするなど消費拡大のための推進を図ること。

(5) 地域農産物のブランド化の推進

県内で生産されている地域特産の農産物について、地理的表示保護制度等を利用したブランド化の推進を図るとともに、機能性の研究を充実させ、研究結果の活用を推進すること。

(6) 地域農産物の輸出促進

現在、国は日本食や日本の食文化の海外への普及を図る取組を進めるとともに、地域農産物の輸出を促進することとしているため、県としても、輸出に向けた取組をより一層強化すること。

2 地域性を踏まえた農業の振興

(1) 都市農業の振興

平成27年4月に施行された都市農業振興基本法において、県は都市農業に関する地方計画の策定に努めることが規定されていることから、多様な機能の効果を受ける都市部の農業者や都市住民の意見を確実に反映させた計画を策定すること。

(2) 中山間地域への定住就農の促進

中山間地域においては、農業従事者の高齢化と減少が著しいことから、若者の積極的な定住・定着が図られるよう、「定住」を基本とした就農支援を強化すること。

(3) 有害鳥獣対策の強化充実

鳥獣被害は、農林水産業にとどまらず、生活環境など広範囲に及んでおり、深刻な問題となっていることから、捕獲活動の一層の強化に向けて、ICT等を用いた効果的かつ効率的な新技術の普及や獣種の特性に応じた捕獲対策の推進強化を図ること。

(4) 狩猟免許者の拡大

狩猟法改正に伴い、網猟免許及びわな猟免許が18歳まで引き下げられた。そこで、狩猟者の若返りを図るために農業関係者等への啓発を強化すること。

(5) 捕獲鳥獣のジビエへの利用促進

捕獲鳥獣をジビエとして加工や料理に利用した地域の特産品開発について、検討・支援を実施すること。

(6) 県民への農業体験の推進

県民の農業への理解促進のために、県内企業に対し従業員向け農業体験の実施を推進すること。あわせて、土地持ち非農家に農地の流動化を促すきっかけとなるよう体験の場において、農地の必要性や農地所有者の義務等について啓発すること。

(7) 農観連携の推進

農業の理解促進や国内消費拡大のためには、農業体験などにより農業と触れ合う機会を増やすことが有効であるため、観光農園やグリーンツーリズムの推進のための支援を強化すること。

(8) 福祉分野における農業の活用の推進

遊休農地を福祉農園等として活用推進する取組を行うこと。また、その際、障害者への農作業指導や農園の管理など農作業をサポートする者の確保が課題となるので、育成と確保のための支援を行うこと。